

経営者のための『不動産税務通信』R6.4月号



想定以上に利益が上がりそうなので役員にボーナスを支給したいのですが問題ありませんか？

役員報酬は決められたルール通りに支給しないと利益圧縮効果は期待できません。



法人税法上の役員報酬には3種類の支給方法がありますが、規模の小さな会社においては主に下記の2つの方法が用いられます。

① 定期同額給与

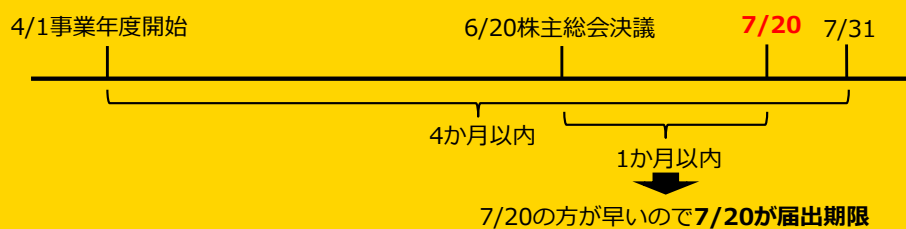
役員報酬の金額は**毎月同額**である必要があります。
役員報酬の変更は**事業年度開始から3か月以内**と定められています。
変更できるのは期間中に一度だけです。

② 事前確定届出給与

役員に**賞与**を支給する場合、**税務署に届出を行う**ことで経費として認められます。
届出期間 会社設立後2か月以内

又は
事業年度開始から4か月以内
役員賞与について決議した株主総会から1か月以内 } いずれか早い方

～届出期限の例～ 事業年度開始4/1の法人で株主総会が6/20の場合



役員報酬の支給は法人の節税手段として最も多用される方法ですが、いつでも自由に設定してよいわけではありません。特に賞与の場合は「何月何日」に「いくら」支給するかを事前に税務署に届け出る必要があります。税法の規定から外れた役員報酬の支給は個人の所得税負担を増やすだけで法人の節税には全く寄与しないので注意して下さい。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30～17:30